

平成18年第1回
笠間市議会定例会会議録 第4号

平成18年6月21日 午前10時00分開議

出席議員

議長	55	番	大	関	久	義	君
副議長	14	番	畑	岡		進	君
	1	番	鈴	木		努	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	金	澤	克	彦	君
	4	番	蛭	澤	幸	一	君
	5	番	野	口		圓	君
	6	番	佐	宗	裕	子	君
	7	番	成	田		正	君
	8	番	藤	枝		浩	君
	9	番	鈴	木	裕	士	君
	10	番	村	上		武	君
	11	番	鈴	木	貞	夫	君
	12	番	西	山		猛	君
	13	番	石	松	俊	雄	君
	15	番	鹿志	村	清	一	君
	16	番	海老	澤		勝	君
	17	番	萩	原	瑞	子	君
	18	番	飯	田	正	憲	君
	19	番	上	野	龍	一	君
	20	番	川	澄	清	子	君
	21	番	中	澤		猛	君
	22	番	川	崎	幸	助	君
	23	番	上	野		登	君
	24	番	菅	原		毅	君
	25	番	村	田	定	男	君
	26	番	箱	田	信	夫	君
	27	番	阿	内	武	臣	君
	28	番	高	安	勝	美	君

29	番	宮本	昇	君
30	番	横倉	きん	君
31	番	小磯	章一	君
32	番	町田	征久	君
33	番	枝川	永男	君
34	番	市村	博之	君
35	番	石田	好一	君
36	番	野原	義昭	君
37	番	赤津	榮之	君
38	番	杉山	一秀	君
39	番	斉藤	清英	君
43	番	柴沼	広	君
44	番	小園江	一三	君
45	番	須藤	勝雄	君
46	番	常井	茂男	君
47	番	竹江	浩	君
48	番	石崎	勝三	君
50	番	常井	好美	君
51	番	海老澤	勝男	君
52	番	藤枝	一弘	君
53	番	山口	滋雄	君
54	番	小池	忠	君

欠席議員

41	番	大貫	千尋	君
----	---	----	----	---

出席説明者

市長	長	山口	伸樹	君
教育	長	菅谷	輝夫	君
市長公室	長	永井	久洋	君
総務部	長	畑岡	直人	君
市民生活部	長	野口	直法	君
保健福祉部	長	加藤	繁木	君
産業経済部	長	青木	守夫	君
都市建設部	長	澤島		

上下水道部長	早乙女 正 利 君
教育次長	塩田 満 夫 君
福祉事務所長	保坂 悦 男 君
合併管理室長	仲村 洋 君
笠間支所長	寺崎 滋 君
岩間支所長	成田 均 君
消防長	青木 昭 一 君
会計課長	郡司 弘 君
監査委員事務局長	西連寺 洋 人 君

出席議会事務局職員

事務局 長	鈴木 健 二
事務局 次 長	中 田 明
次 長 補 佐	柴 山 昭
主 査	飛 田 信 一
係 長	山 田 正 巳

議 事 日 程 第 4 号

平成18年6月21日(水曜日)

午 前 1 0 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

議長(大関久義君) 皆さんおはようございます。暑いようでしたら、上着を脱いでくださって結構でございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は51名であります。本日の欠席議員は、41番大貫千尋であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求めた者及び議会事務局員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

議長（大関久義君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名

議長（大関久義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、議長において、3 番金澤克彦君、4 番蛭澤幸一君を指名いたします。

一般質問

議長（大関久義君） 日程第 2、一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

最初に、12 番西山 猛君の発言を許可いたします。

12 番西山 猛君。

〔12 番 西山 猛君登壇〕

1 2 番（西山 猛君） 12 番西山でございます。

通告しております 3 件、順にご質問いたします。

まず、三位一体改革による地方税財政制度の改革により、地方交付税の額の算定の特例分や県補助金の合併特例交付金及び合併特例債などの合併支援措置があったとしても、歳入そのものを見れば、既に限界の域に達しているのではないかと考えられます。

そこで、まず、三つの自治体の合併以前の交付税の合計と現在の額の比較をお願いし、さらに、今後における交付税の予測推計はどのように変化していくのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、財政難が引き続き懸念される中、財政改革の実行、実現に向けて、笠間全市民に見える政治のあり方について、山口市長の政治信条をまずもってお聞かせ願いたいと思います。

なお、この質問については、議会費の削減の部分でお聞きしておりますが、山口市長にありましては、市民に見える政治のあり方として、今定例会で、市長給与20%カット、これは選挙公約ですが、これに基づき実行するわけであります。

本来あるべき議会議員のあり方について熟知している前県議会議員、現在の笠間市長、この立場で包括的な答弁をいただけることをお願いいたします。

三つ目は、新市笠間の初代市長の立場で、まちづくりにかける熱き思いにつきまして、既に、施政方針演説の折、市長の人生訓にあるように、「なせば成る、なさねば成らぬ何事も」、この強固な意志と重き使命感を改めて痛感しているところであります。

そこで、新市づくりにかけるビジョンの一つとして、関係する土地利用、これについて優先順位3件を掲げていただき、具体的構想と、また県との連携、そのような部分も含めてお聞かせ願いたいと思います。

以上、3件につきまして、わかりやすい答弁をお願いしたいと思います。

議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

市長（山口伸樹君） 西山議員の質問にお答えをいたします。

まず、私の政治のあり方といいますか、政治信条についてでございますが、私は、選挙の公約でも申し上げましたように、市長として、公平公正な政治を第一に掲げて、これから行政運営をしてまいりたいと考えております。

次に、議会費の削減の中での行財政改革の実行、実現に向けての市民に見える政治のあり方についてでございますが、今定例会において、私は、行財政改革への取り組みを初め、財政状況などをかんがみ、市長の給料月額20%を削減する条例を提出させていただきました。これは、私の選挙公約を実現するものであります。

さらに、今後の行財政改革につきましては、施政方針でも述べましたとおり、行政改革推進室を7月1日より設置し、大綱や集中改革プランを市民の皆さんとともに作成し、健全な行政運営に努めてまいりたいと考えております。

議会費の削減についてでございますが、今年度の予算は4億 1,970万円であり、旧3市町の当初予算合計額は4億 2,885万 1,000円であります。率にして2.1%、金額にして915万 1,000円の減となっております。

議会の運営につきましては、議員の方々の協議により行われるべきと考えます。そして、議会は市民の代表でありますので、財政厳しい中ではありまするが、必要な予算を確保すべきだと考えております。

次に、土地利用と将来構想についてでありまするが、まず、笠間市所有の土地の主なものを申し上げますと、旧笠間市の飯田地区にあります山林が26万強平米ございます。また、下市毛には雑種地として4万平米、南友部地区においては雑種地で約2万 2,000平米、下郷地区には、いわゆる岩間町の駅前でございまするが、6,240平米などがございます。これらにつきましては、現在のところ具体的な利用活用の方針が定まっていない状況でありま

すので、今後の中での検討をしてみたいと考えております。

そのような中で、市有地ではございませんが、先ほどご質問のありました県の畜産試験場跡地がございます。新市づくりの設定についてでございますが、畜産試験場跡地は、ご案内のとおり、県有地36ヘクタール、国有地 3.1ヘクタール、合わせて39.1ヘクタールという広大な面積であり、地域振興の観点から極めて重要な土地であると思っております。

その利用に当たっては、県の中心として県全体に寄与する施設、定住人口または交流人口の増加に資するもの、立地条件を生かせる施設などの整備を目標に、市の総合計画に反映していきたいと考えております。

次に、県と市の関係及び今後の連携をどうするかという質問でございますが、畜産試験場跡地は、売却を原則とする県の方針が出されているところでございますので、売却に当たっては、地域振興の観点から、売却並びに利用方法等について、地元の意見を十分に参酌し、検討を行った上で売却を行うとされており、これまでも、県を中心に、地元である旧友部町を交えた協議検討が行われてきたところであります。

今後は、先ほど申し上げました整備目標に沿った利用計画の策定を、住民の皆さんの意見を聞きながら、県と協議を進めてまいりたいと考えております。

それと、先ほど質問の中で、現在、市の遊休地の優先順位3件を挙げてというお話がございましたが、まだ具体的にそこまで詰めてはございませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

ただ、遊休地が市全体でどのくらいあるか、今、調査をしているところでございまして、例えば、今後、遊休地のデータなり何なりを、東京の県の企業立地推進本部、その辺に出しておけば、いろいろな企業誘致を図る可能性も出てくるのではないかなと思っておりますので、そういう方向で進めていきたいと思えます。

以上です。

議長（大関久義君） 総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 12番西山議員のご質問にお答えをいたします。

三位一体改革の関係で、交付税に関係しまして3点ほど質問いただきました。

まず、最初に、交付税の推移でございますが、ご承知のように、16年度から18年度につきまして、国の予算ベースで約5兆円が抑制をされております。

さらに、2点目の合併前と今回の18年度の予算の比較でございますが、旧それぞれの3市町、まず、笠間市の昨年度の交付税でございますが、29億 7,000万円であります。さらに、友部町が16億円あります。さらに、岩間町が7億 6,600万円あります。合わせまして、53億 3,600万円が昨年度の交付税でございます。

今年度18年度の予算でございますが、先ほどもご説明したとおりでございますけれども、58億 4,604万円でございます。当初同士の比較ということで、率で9.6%の増、金額にいたしまして5億 1,004万円の増でございます。

要因といたしましては、予算説明の中でも申し上げましたが、合併に伴いまして、普通交付税の中に合併補正分、さらに特別交付税の中に包括算入分を見込んでおります。こうすることで、増になっているわけでありまして。

さらに、今後の予測ということですが、合併後の交付税の算定につきましては、合併算定替えと言われるもので、合併後10カ年合併がなかったものと仮定をいたしまして毎年算定をいたしました普通交付税の額を保証し、さらに5カ年間は激変緩和措置を講じるものとされております。また、合併特例債の元利償還の70%が交付税措置をされますので、笠間市におきましては、合併後約10年間は、大きく交付税が削減されるとは考えておりません。

しかしながら、合併算定替えは一時的なものであり、合併特例債分の交付税措置は、起債の償還に対するものであります。したがって、今後、さらに厳しい財政運営が迫られるものと考えております。

以上でございます。

議長（大関久義君） 12番西山 猛君。

12番（西山 猛君） 市長の答弁で、まず、議会費の削減についての部分ですが、市長は、紛れもなく議会議員を長い間、県レベルですが、尽力されてきました。その中で、議会のあり方というもの、当然、規模の大小、そういう意味では、この笠間市においても何ら変わりはないと思います。

そういう中で、以前に資料で出していただきましたけれども、率ですよ。今定例会で270億円何がしかの一般会計に対して4億 1,970万円の議会費、計算しますと1.55%が割合なんですよ。旧市町を見ますと、旧笠間市が1.57、旧友部町が1.74、旧岩間町が2.58、当然、分母が大きくなればパーセントは下がってくるはずなんですよ。見てわかるとおり、1.55ですから、横ばいと見るべきですよ。

その議会費の削減についてという部分でお話をしたのは、究極の選択をして合併をしたんです。究極の選択の中には、市長が先ほど言った、随分遠回りで、ソフトな言い方で、議会の皆さんは議会で必要なものは必要で得てくれよと、求めてくれよと。こういう時代ではなくなったということ市長みずから、20%、それは選挙公約かもしれないけれども、それは選挙民が認めた一つの政治活動ですよ。まさに政治家だなと思って、私は感銘しているところでございます。

そういう中で、あえて県議会議員を長く務められた市長に、議会のあり方というのはどうなんだろうということ、議会費の削減という部分でお聞きしたんです。

そういう意味で、改革の本来の姿というのは、私なりに感じているものは、地方公務員法があるんですね。ここに、給与に関する条例及び給与額の決定という部分があるんですが、この部分で、国からの通達がありまして、国からの通達の中に、地方公共団体における行政改革推進の方針ということで、地方行革大綱、これはもちろんプロの皆さんはわか

っているはずなんです。それが昭和60年にこういう指導があったと。このときに、この課題の一つとして、私が出た感覚は、速やかな適正化。不適正ということですね。適正じゃないということですね。速やかな適正化と。これは、もちろん給与とかそういう関係ですよ。そういう関係で、速やかな適正化を望むということですね。課題となっていると。そのために、こういう行革の推進を図っておりますと。

それで、平成6年には、行政改革推進のための指針の策定についてということで、ここには重要な部分があるんですよ。

行政改革推進のための重点事項について、定員管理、5人乗りの乗用車に6人乗っては定員オーバーなんです。執行部の皆さんはわかると思います。定員管理及び給与の適正化、是正、そういうことを推進せよと。もう平成6年の段階で、行政の担い手の皆さんは、それを身にしみてわかっているはずだったんですよ。しかしながら、地方においては、国からいただける地方交付税に甘んじて、今までこうやって湯水のごとく、補助金だ、交付金だに手を出してきてしまった。

で、今回、18年度の予算の中に、補助金、交付金いっぱいありますが、何か改革されましたか。私は、1市2町を集めた予算がこれだと思うんです。もしこれが、市長抜きで執行部の皆さんが策定したとなれば、市長に対する背信行為ですよ。市長を選んだ選挙民、市民に対する背信行為ですよ。何の改革になっているのかというのを私は聞きたいんですよ。

これを1年間据え置こうじゃないかなどという、そういう甘い考えでいたら、私は、市民の代弁者として、ここで待たなすですよ。そう私は思っている一人です。

ですから、改革の本丸の底辺というのは、給与とか、つまり義務的経費、この部分の削減ということになりますね。その真ただ中に、議会費の問題はいかがですかということで、市長にお聞きしているんですから、市長の議員を経験したその立場でお答えいただきたかった、そういうことでございます。

次に、用地の問題、県の用地の問題が出ました。これについては、私は、単純に、今、市長の答弁を聞く中では、県としては無用の長物なのかと。地元の自治体にお任せして、当時は旧友部町ですね。今度は笠間になりましたけれども、地元自治体にお任せをして、何かいい活用方法はないかと言って、いろいろと時間を費やして、経費をかけて、きょう皆様方にも資料ということで見ていただいているんですが、いろいろなプランをつくっているんですが、実際は、今、市長が答弁した、企業がここに参入することは基本的に単独では無理だと、こう結論づけていますよ。

それで、地元の地域住民は、もう答えを出しているんです。1番公園、2番スポーツ施設、3番文化施設、この1位から3位までの順位で、53%を占めているんです。こういうものを欲しいんだと。そうすると、今さら、自治体、あるいは地元住民の希望をとってとか、そういうレベルではないと思います。ですから、真剣にこの問題を解決するとすれば、

県が本腰を入れなくてははいけない。もしこの用地を是が非でも活用しなければこの地域が成り立たないというのであれば、それは別としても、そうでない限りは、県主導でやるべきではないかと、私はそう思っております。

その点、もう一度、県議会の経験者として今の市長にお伺いしたいと思います。

議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

市長（山口伸樹君） 議会費の削減については、先ほど私が答弁したとおり、議会は市民の代表として選ばれて、それぞれ議員の皆さんがその自覚を持って活動しておりますので、財政厳しい中ではありますが、必要な予算は確保すべきだと私は思っておりますし、私が県にいたときも、その姿勢を持ってそういうお話をさせていただいておりました。

私の給与の削減については、私は、公約において、市長の給与削減ということをうたわせていただきましたので、それを実行したところでございます。

また、地方公務員法の、先ほど行政改革の方針が出ましたが、先般の質問にもお答えしましたように、行政改革を断行していくという強い決意を持って職員の適正管理計画をつくり、行政改革推進室を中心として思い切った見直しをしていくよう進めていきたいと考えております。

それと、県の畜産試験場の跡地につきましては、住民の方からいろいろご意見が出て、話し合いもされたという話も伺っております。ただ、状況は、刻一刻と変化をしておりますので、そのときそのときに、やはり住民の皆さんときちんと話し合いを進めていきたいと、私は考えております。

県主導というようなお話でございますが、県の方につきましては、私が県会議員で在職していた中においては、畜産試験場の議論はそれほど進んでいなかったというふうに私は認識しております。

ただ、ここ最近になりまして、県の方では、大まかな絵として、例えば住宅ゾーンだとか、商業地ゾーンだとか、そういう三つぐらいですかね、たしか。そういう区分けの大まかな絵をかいたというところまでは伺っております。

いずれにせよ、この笠間市においても、まさしく中心部に位置する土地でございますので、県主導、市主導、市が直接というわけにはなかなかいきませんが、県、市、民間も含めていろいろ協議をして、役に立つ土地利用を図っていきたいと考えております。

予算の策定につきましては、基本的には、旧市町の予算をもとに事務的に進めてきたと伺っております。私が就任した中で、その予算は全部説明を受けさせていただきました。そこで、見直せるものについては見直しをさせていただきましたし、例えば福祉バスの運行費とか、そういう私の考えも織り込ませて作成をさせていただきました。

以上です。

議長（大関久義君） 12番西山 猛君。

12番（西山 猛君） 予算の件を、前後しますが、先に。

旧市町で骨格をつくっておいて、それが、今、三つが一つになったと、そういう認識でよろしいんですね。

そうすると、合併を承知していながら、問題ありきという出資、支出、要するに補助金関係とか、例えば補償だとか、そういう問題、不正と知りつつ、そういう部分というのは、実際は市長の耳には入っているんですか。確認とれているんですか。

そういうことが、今、一番大事だと思っているんですよ。そこが、改革の本丸じゃないかと思うんですよ。つまり意識改革ですよ。全職員、全議員の意識改革だと私は思っていますよ。

この合併を機に、それができなければ、行く末は、今、総務部長から答弁いただいたように、財政は厳しいんだと。まして合併時の恩典として、特例予算措置として受けている部分ですから、これは昭和の合併を見ても明らかです。財政支援措置というのは半減、そういうこともあったわけですから、明らかです。

この予算書は、それぞれが持ち寄ったものを合わせているだけだと。では、これをどうするんだと。1年置くのか、2年置くのかと。こういう問題では、その1年間、あるいは半年でもいいですよ。その半年を、どう我々が、市民にこの部分を訴えればいいんですか。補助金の問題、補償費の問題、大小かかわらずありますから、その点をもう一度お願いします。

それから、畜産試験場の跡地の問題、地図を皆さんに見ていただいているのは、例えば現在の庁舎、この庁舎、それから、今、駅の橋上化、莫大な予算、大枚をはたいて橋上化、これは待ちに待ったものだと思います。この福祉のまちでエレベーターがない、そういう駅舎というのは、なかなかおかしな話ですよ。ですから、そういう意味では、核となるでしょうよね。

にもかかわらず、この畜産試験場跡地を、道路がかすめるように、あるいは横断するように、こういう整備をしていかななくてはならないという、そういう絵がかかっているわけですよ。これは、県がこういう構想にしたらいんじゃないかという思惑もあると思うんですよ。これに何が必要かといったときに、地域の住民は、1、2、3番、先ほど言った公園、スポーツ、文化と、こういう施設。でも、これは行政機関が入らなければ貫徹しないだろうと、こういう地域なんですよ。このギャップを、市長は元県議会議員、そして今市長となられた。県とのパイプを十二分に発揮していただきたいというのは、そこなんです。私はお願いしているんです、そこを。

もう一つ、市長、その部分答弁いただきたいと思います。

よろしくお願いします。

議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

市長（山口伸樹君） 今回の予算につきまして、西山議員は、問題ありきという認識を持っておられるようでございますが、私は、そういう認識は持っておりません。

ただ、見直す必要があるものについては、予算というのは1年の予算でございますので、補正等で見直しを進めていきたいと考えております。

畜産試験場につきましては、道路については、これだけ広大な土地でございますので、どのような利用をしても、やはり道路を入れておく必要というのは、私はあると思っておりますし、この道路につきましては、旧友部町の全体計画の中での道路の位置づけだと、そのような認識も持っております。

畜産試験場の跡地につきましては、私も、選挙を通じて、県と連携をとりながら、この畜産試験場の現在停滞して見通しが立たない状態を何とか打破したいと、そういう考えも何度か述べておりますので、先ほども申しましたように、どういう形にしる、きちんと動き出して、地域のために役に立つ敷地として活用していきたいと考えておりますので、ぜひご理解、ご協力をお願い申し上げます。

議長（大関久義君） 12番西山 猛君の質問が終わりました。

続きまして、13番石松俊雄君の発言を許可いたします。

13番石松俊雄君。

〔13番 石松俊雄君登壇〕

13番（石松俊雄君） 13番石松でございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

道路運送法によりまして、有償運送に対する規制が定められておりますが、平成16年3月に、国土交通省自動車交通局長から、福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取り扱いについての通知が出され、NPOやボランティアなどによる福祉有償運送については、市において運営協議会を設け、必要が認められた場合には国が許可することになっております。

そこで、本市での福祉有償運送の現状と対応はどのようになっているのか。また、その対応の中で、昨年まで、パルともべで子育て支援の一環として行っておりました保育所までの送迎など、いわゆる幼児、児童を対象とした有償運送サービスが受けられなくなり、困っていらっしゃる市民がいらっしゃいます。それらについて、市としてどのように把握され、どのように対応されているのか、お伺いをいたします。

2点目は、道路運送法第80条の解釈を理由に、市有バスの利用範囲が合併前の友部町バス運行管理規程よりも狭められたため、これまで町有バスを利用できていた団体が利用できなくなっております。

市長は、施政方針の中で、市民による活動組織やNPO、ボランティア活動への積極的支援、あるいは市民参画を基本にした事業展開と、地域のさまざまな市民活動団体との連携、協力した行政施策の展開の必要性を述べられております。その方針に基づくならば、市有バスの利用範囲も、合併前と同じように福祉関係団体や市の行政協力団体まで広げるべきではないかと考えますが、市のご見解をお伺いいたします。

第2問目は、個人住宅への火災警報器設置についてであります。

消防法の一部改正により、新規住宅は平成18年6月、既存住宅は平成23年6月までに、火災警報器を設置維持することが義務づけられましたが、本市では、既存住宅についての猶予期間を、消防法で5年としているところを2年しか設けておりません。その理由をお聞かせいただきたいと存じます。

2点目は、市営住宅の火災警報器設置の現状と、設置が必要な場合、費用は市と入居者のどちらが負担するのか、お尋ねいたします。

この警報器設置義務化で、新たな助成制度を設ける自治体も出始めております。本市でも、既存住宅への設置推進を図る上で、一定の条件で助成をしたり、高齢者世帯への対応など対策を図る必要があるのではないかと考えますが、市としてはどのようにお考えか、3点目にお伺いいたします。

議長（大関久義君） 福祉事務所長保坂悦男君。

福祉事務所長（保坂悦男君） 13番石松議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の道路運送法第80条第1項の規定でございますが、この規定につきましては、いわゆる自家用自動車を有償で運送してはならないという規定でございます。

それで、ただいまご質問の件につきましては、ただし書きの規定によりまして、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合につきましては、許可を受けて運送することができるということでございます。

本市に関係しますところで申し上げますと、旧笠間市社会福祉協議会、並びに旧岩間町社会福祉協議会、旧友部町社会福祉協議会につきましては、リフト車、福祉専用の車両でございますが、この規定につきましては、ただいまありましたように、市町村の協議会を通じて、その許可をもって、現在、運行、あるいは通院等の介助サービスに努めているところでございます。

また、その福祉車両以外の車両につきましては、構造改革特別区域計画認定申請、いわゆる特区という申請がございまして、旧友部町の区域のみが、その特区を受けまして、福祉車以外の、いわゆるセダン車両を運行できるということで、旧友部町社会福祉協議会、並びにその下にございますパルともべにおきましては、その認定を受けた結果、福祉車両並びにセダン車両におきまして、通院、並びに介助サービスの業務を行っているところでございます。

2点目でございますが、パルともべにつきましてはの内容等でございます。この80条第1項の規定のただし書きの福祉有償運送につきましては、その運送の対象ということで、ただいまありましたように通達がございまして、運送の対象が4点ほどそれぞれ条件がございまして、これに合致しないと、有償運送の許可を受けてその有償運送の業務ができないということでございます。

1点目は、会員登録を受けた者、並びに付添人ということで、その会員登録ということ

がありますが、三つがあります。いわゆる要介護者、並びに要支援者、介護保険法に基づくところの要介護者と要支援者、その次が身体障害者でございます。身体障害者法による身体障害者の手帳交付者ですね。そのほか、その他肢体不自由、あるいは精神障害、あるいは知的障害等によりまして単独では移動が困難であって公共交通機関を利用することが困難な者ということでございまして、先ほどご指摘がありましたように、パルともべでやっておりました児童に対します送迎につきましてのことが、今、大変苦慮しているところでございます。

そういうことで、友部小学校での児童クラブの関係でございますが、大変人気がありまして、定員を超えてしまったということで、大原小学校の児童クラブ、あるいは友部保育所、大沢保育所の方へ送迎をしているところでございまして、これにつきましては、はなさかのマイクロバスの回送等を利用しながら送りをしているところでございます。

大変、父兄の皆さん、保護者の皆さんにご迷惑をおかけしておりますので、新たに友部小学校の敷地内に児童クラブを予定いたしまして、その解消に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（大関久義君） 総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 13番石松議員のご質問にお答えをいたします。

市有バスの利用につきましては、道路運送法80条によりまして、自家用自動車による有償運送、あるいは有償貸し渡しについては、公共の福祉のためにやむを得ない場合を除き禁止をします。これに基づきまして、3市町それぞれの運行管理規程によりまして行ってきたところでございますが、利用範囲に80条の解釈に相違があったのも事実であります。

合併を機に、以前からの茨城陸運局あるいは茨城県警本部の交通課からの指導によりまして、法律に基づく適正な利用を遵守したいと考え、市が行う事業以外の市有バスの使用につきましては、十分検討を行い、笠間市バス運行管理規程の第4条におきまして、市有バス利用範囲を、市が行う事業と、みずからの行政目的を達成するために市が行う行事と事業の送迎輸送に限り許可をするというもので、現在、管理をしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（大関久義君） 消防長青木昭一君。

消防長（青木昭一君） 13番石松議員のご質問にお答えします。

ご質問の既存住宅における住宅用火災警報器の設置に対する猶予期間及び設置に当たったの助成制度についてお答えいたします。

まず、既存住宅についての猶予期間でございますが、消防法では、既存住宅に対する適用時期を市町村で定めることとし、市町村の判断にゆだねるとあります。しかし、総務省・消防庁からの改正に当たったの運用通知の中で、本条例の改正趣旨は、急速な高齢化の進む中で住宅火災による死者が急増している現状にかんがみ、早急に既存住宅への適用環

境を整え、適用時期を原則2年後、遅くとも5年後として検討いただきたいと、こういう旨の指導がありました。

あわせて、当市の世帯数から周知期間などを考慮した中で、住民のとうとい生命を火災から守るためには一日も早い法整備が必要であると判断し、2年間の猶予期間としたものであります。

ちなみに、県内26消防本部の中で、18本部が2年後の適用となっております。

3点目のご質問ですが、住宅用火災警報器を設置するに当たっての助成制度及び高齢化世帯への対応についてお答えいたします。

今回の法制定には、罰則の規定もなく、設置についての届け出義務もございません。指導する消防サイドとしても、実効性に不透明が多いということで、大変苦慮しているのが現実であります。

したがって、設置に当たっては、防火防災の基本であります自分のところは自分で守ると、こういう認識の中で設置していただく趣旨のものであると認識しております。

また、警報器の価格にしても、数千円から流通していることもあり、補助等助成の制度はございません。

しかしながら、ご指摘の高齢者世帯、特に独居老人に対しての助成等については、その特殊事情にかんがみ、近隣市町村の動向を踏まえた中で議論を深めてまいりたいと考えております。ご理解のほどお願いいたします。

以上です。

議長（大関久義君） 都市建設部長澤畠守夫君。

都市建設部長（澤畠守夫君） 続きまして、市営住宅の火災警報器設置の現状と、設置に向けた考えということでお答えいたします。

現時点においては、市営住宅には火災警報器の設置はしてございません。笠間市条例では、2年間の設置猶予期間がございますが、防災上のことでもございますので、消防署の指導をいただきながら、早期に、すべての住宅に住宅施設の一つとして設置できるよう検討してまいります。

以上でございます。

議長（大関久義君） 13番石松俊雄君。

13番（石松俊雄君） 今ご答弁いただいた、市営住宅に設置する場合に、入居者が負担をすとお考えなのか、もしくは設置義務のある市が負担するのかということをお聞きしていますので、通告に対するご答弁を一つはいただきたいということです。

それから、1番目の質問でございますが、これは有償運送がどのようになっているかということをお聞きしたいわけでありまして。介護者、あるいは障害者、単独移動困難者については、セダン特区、あるいは運営協議会をつくって対応ができるということなんだろうと思いますが、ここに書いております、いわゆる幼児、児童を対象とした、今までやって

おりました有償運送サービスが受けられなくなっているという事態について、苦慮しているというご答弁だったんですが、苦慮ではなくて、ちゃんと対応していただきたいということなんですよ。

私は、これに対応するためには、ファミリーサポート事業を立ち上げて対応していくしかないかと思うんですが、その辺についてはちゃんと対応していただけるのかどうか。ファミリーサポート事業の立ち上げも含めて、ぜひご答弁をいただきたいということです。

それから、市有バスの問題については、質問の中でも申しあげましたけれども、道路運送法の解釈によって、法令を遵守するという意味で市が主催する事業に限ったということですから、そのこと自体は、私は否定するつもりも全くないんですね。

ただ、質問の中でも申しあげておりますとおり、市民活動団体、福祉団体、要するに市の事業、それから市の施策に貢献する団体があるわけですよ。それは任意の団体もあるわけですけども、そういう団体が、例えば研修に行きたい、先進地に行って勉強したいと、そういう内容で申請をした場合に、規程に書いてあるように、市の主催の事業となった場合に、それは範囲の中にどうしても含まれないわけですけども、市の事業か、市の事業でないかというのは、陸運局が判断するのではなくて、市が判断するわけですから、ぜひともそこは臨機応変に解釈ということで、幅を広げていただきたいということなんですよ。その辺、現場というか、窓口段階でやっていただけるのかどうかということをお聞きをしたいので、そこのご答弁をお願いしたいということです。

それから、火災警報器の設置については、近隣市町村を見てというご答弁だったんですけども、私は、助成の問題については、そういう近隣の市町村の状況を見ながらということで結構かと思うんですが、先ほどの総務省の指導からも、特に高齢者の問題については、非常に危険だということで、消防白書によりますと6割以上の犠牲者が65歳以上だということも言われておりますが、寝たきりやひとり暮らしの高齢者の方々を優先的に指導していくというか、優先的に設置をしていくように仕向けていくというか、そういうことが私は必要だろうと思うんですよ。

国で決められたこと、あるいは県で決められたことということではなくて、ぜひ市として、なぜ火災警報器の設置が必要なのか、なぜ火災警報器の設置が必要なのかという問題の中に、高齢者の問題が特に取り上げられておりましたので、そのところについては、助成の問題だけではなくて、指導、宣伝、周知の問題としても優先的にやっていただきたいと思います。その点についてご答弁をお願いいたします。

議長（大関久義君） 福祉事務所長保坂悦男君。

福祉事務所長（保坂悦男君） 石松議員の再度のご質問にお答えを申し上げます。

その問題を解決するには、ファミリーサポート事業を立ち上げるしかないと思うが、今後、市としてファミリーサポート事業を実施する考えはないかというご質問でございました。

ご案内のとおり、ファミリーサポートセンター事業につきましては、既に、旧笠間市、旧友部町で、それと同じような形で、子育てサポート事業ということで実施をしているところでございます。

旧笠間市におきましては、協力会員が29名、利用者が約20名、旧友部町につきましては、協力会員が約60名で利用会員が40名ということで、その利活用と申しますか、利用をお願いしているところでございます。

今後につきましても、会員の皆様の一層のご協力をいただきながら、理解いただきながら、気軽に利用できる子育てができて、安心して子供たちを産み育て、健やかに育てて、環境がよくなる場所を実現してまいりたいと考えているところでございます。

特に問題になるのが、その送迎の関係で、今、80条第1項の規定のところはどうなのかということでございまして、県の方にも問い合わせをしたのですが、そこにつきましては、個人の自家用車ということに、お互いのやりとりの関係で会員がそれぞれやっているところでございますので、その辺につきましては、県のご指導の中では、車を使わない方法の交通機関、これを利用するなり、あるいはそれ以外のことでやっていただくように指導をしているというご回答をいただきましたので、それにつきましても、大変、市の方でも苦慮しているところでございまして、今後、よりよい方策があれば、さらに検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（大関久義君） 総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 13番石松議員の再度のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

市民活動団体との連携、協働ということで、枠を広げる部分でございまして、先ほども申しましたように、法律以外で、仮に市有バスを運行し万一事故等に遭った場合には、やはり社会的影響は大だということで、十分私どももその辺を苦慮しているわけでありまして。

現在、財政課の管財グループが窓口になりまして、バス、全体で4台所有をしております。本所には55人乗りの大きなバスと22人乗りのバスが1台あります。さらに、笠間支所に40人乗り、岩間支所に35人乗りを配置をしているわけでございます。

今回、合併後に、新しい方式に基づいて運営をするという中で、4件ほど申請をお断りした例がございまして、それにつきましては、それぞれ申請者と担当課があるわけでありまして、それぞれの担当課と十分協議をして、これが市の事業とみなされるのかどうか、その辺のところも協議をしたわけでありまして。

一例を申しますと、その一つは、高齢者クラブの研修でございまして、これにつきましては、市の行事では全くないわけでありまして、市内には126の高齢者クラブがございまして、それについてはお断りをさせていただいたということでございます。

さらに、学校のPTAの関係でございまして、これにつきましても2件ほどありました。

これは学校の行事、あるいは市とは関係なくPTAの団体が独自で行う行事だったということで、これについてもお断りしております。

それから、もう1件は、公民館活動の方でございます。ご存じのように、公民館の中では定期講座を行政が主催してやっているわけでありまして、この定期講座を卒業されたかなり多くのサークルがございます。その方は自主的な運営をしているわけでありまして、この方の利用についてはお断りをしたと。こういうことで、4件ほどお断りした例がございます。

しかし、議員がご指摘のように、いろいろなケースがあるわけでありまして、そういう中では、財政課の管財グループが総合窓口になっておりますので、申請を受けた段階で、利用目的、さらにその裏にはどういうことがあるのか、きちんと本音を話していただきまして、担当課と十分協議をいたしまして、特に利用者によって公平公正が損なわれないようにやっていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（大関久義君） 消防長青木昭一君。

消防長（青木昭一君） 13番石松議員の再質問についてお答えいたします。

独居老人宅、現在、笠間市では514戸把握しております。旧笠間で199、旧友部で179、旧岩間で136と、514把握しております。

そういう中で、非常の際に各戸に緊急通報システムと、これは市の福祉の方といろいろ協議した中で設置してあります。そういう中で、火災予防期間における立入検査、いわゆるひとり暮らし宅の立入検査を年2回、計4日実施しております。

そういう機会を含めまして、今後、こういうことで消防法で変わりましたよと、懇切丁寧に、お年寄り、独居老人にご指導をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（大関久義君） 都市建設部長澤畠守夫君。

都市建設部長（澤畠守夫君） 市営住宅の火災警報器の設置に関して、費用を市が負担するのかというお話かと思っております。

この設置につきましては、先ほど申し上げましたとおり、火災警報器は住宅設備の一つとしてとらえております。したがって、市が負担し、整備する方向で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（大関久義君） 13番石松俊雄君。

13番（石松俊雄君） 市有バスの利用については、私どもが心配するのは、その中身の精査ということで、ご答弁のとおりで結構なんですけれども、今までの経過でいきますと、市民の方が自粛をしまっているんですね。いわゆる市が主催する行事でないと思えないということで自粛をしておりますので、ぜひその自粛をしないで済むようなことを

考えていただきたいなと思います。

それから、子育てファミリーサポートセンター事業のことについてですけれども、旧笠間、旧友部に子育て支援の事業があったということですが、要するに、結論的に言うと、白ナンバーの車ではできないということですね。幼児、児童に対する送迎というのとはできないということですね。

ということは、緑ナンバーを使うしかないということだと思っんですけれども、緑ナンバーを使うためには、私は、やはり市で事業を起こしていかなければならないと思っんですよ。

多分、ファミリーサポートセンター事業としてやっているのは、県内では幾つかあります。笠間市と同じぐらいの規模でいえば、鹿嶋市だとか、下妻市でもやっているわけですが、県外で、タクシー会社とのコラボレーションの事業として、子育てタクシーというのをやっているところもあるわけですよ。要するに、白ナンバーでなければ、緑ナンバーであればいいわけですから、それは事業をきちんと立ち上げていただいて、市が民間業者とコラボレートして、そういう事業を起こすということもできるわけですね。

このファミリーサポートセンター事業というのは、友部町の時代から私も必要かなと思っておりましたが、残念ながら5万人という人口制限があって、なかなかやれなかったんです。これが合併して8万2,000の人口になっておりますから、この事業をやれば、多分ご承知のことだろうと思っんですが、国から運営費の半分の助成、補助を受けることができるわけですね。この事業を起こすこと自体が、まさに合併の私はスケールメリットだろうと思っんです。

そういう意味で、旧笠間、旧友部、旧岩間で行われていた子育て支援事業を充実していくということではなく、新たに合併した新笠間市として、きちんとしたそういうファミリーサポートセンター事業を起こすという方向性を持って、ぜひご検討を私はいただきたいし、そういう期待をしているわけです。

もう一度、福祉事務所長のご答弁をお願いしたいと思います。

議長（大関久義君） 福祉事務所長保坂悦男君。

福祉事務所長（保坂悦男君） 3回目のご質問にお答えを申し上げます。

ファミリーサポートセンター事業につきましては、国の方での制度がございまして、ただいま議員おっしゃられたとおり、補助制度、そういうものがございます。一つの目安としては、100人以上ということで、笠間市の場合ですと、現在まだ半分以下ということでございますので、そういうところ、より積極的に、需要といたしますか、皆さんからのご希望があれば、そういう制度もありますので、いろいろと今後勉強しながら積極的に対応してまいりたいと思っておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思っます。

議長（大関久義君） 13番石松俊雄君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

11時10分に再開いたします。

午前 1 1 時 0 0 分休憩

午前 1 1 時 1 2 分再開

議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、32番町田征久君の発言を許可いたします。

32番町田征久君。

〔32番 町田征久君登壇〕

3 2 番（町田征久君） 32番町田です。

さきに通告しました、1、生活道路の改善、2、少子化対策について、2点を一般質問いたします。

単刀直入に質問しますから、答弁は丁寧をお願いします。

最初に、生活道路の改善ですが、笠間市道0234号線、佐白山に登る道路の側溝のふたがなく、危険な状態ですが、改善方をお願いします。2、旧友部町里道踏切、友部駅よりの歩道橋が全面的にさびています。修繕してはいかがか。

2番目、少子化対策について、少子化対策については、国、県、いろいろと施策を出していますが、女性の社会進出、高学歴による晩婚化、価値観の多様化、子育てにお金がかかり過ぎる、企業や社会など環境整備の不備、いずれも間違っていないだろうが、すべてではない。

しかし、何より少子化の最大の要因は、若い世代が、子育てや結婚そのものに魅力を抱かなくなっているのではないのでしょうか。子供を産み育てる喜びよりも、苦勞の方がまさってしまうのが実態のように思われる。

本市では、少子化対策として、新市での次世代育成支援行動計画を策定するとあります。私は、市独自、すなわちマル福支給制限額の見直しをお願いしたいと思います。

以上です。

議長（大関久義君） 都市建設部長澤畠守夫君。

都市建設部長（澤畠守夫君） 32番町田議員のご質問にお答えいたします。

市道 234号線の側溝にふたがなく、危険なので改善願いたいとのご質問かと思えます。

本路線は、佐白山方面に延びる山岳道路であります。また、笠間城址やつつじ山方面への観光道路にもなっている路線でございます。そのため、道路わきの側溝は、路面の雨水に加え、山の斜面から流れ落ちる雨水についても合わせて受けております。また、本路線の通過する地域は、鎌倉時代からの歴史的資産が多く残り、歴史の重みを感じられる地域でもあり、かつ笠間県立自然公園にも指定され、豊かな自然植生が残る地域でもあります。

そのため、山の斜面からの雨水の流入に支障がないよう、また地域の雰囲気や景観を損なうことがないように、地域の皆様の意見も聞きながら、その対応について検討してまいります。

続きまして、旧友部町の里道踏切の陸橋がさびていて見苦しいということで、改善をというご質問かと思えます。

この跨線橋は、昭和44年に友部町が、踏切の遮断時間が長いことや踏切の幅員が狭いことから、歩行者用の跨線橋として建設したものでございます。その後、昭和58年に再塗装工事をJRに委託し実施したところでございますが、現在では、塗装の劣化が目立ってきております。

そのため、JR側と塗装に関する協議を持っておりますが、JR側から、今回の塗装に当たっては、平成7年の阪神・淡路大震災を受け設計基準の見直しが行われていることから、塗装時には耐震補強が必要ではないかとの話も出されており、これも含め、現在検討しておるところでございます。

一方、この跨線橋の現在の利用状況につきまして、改めて、この6月14日の朝6時半から8時半までの2時間、利用実態を調査いたしました。その時間帯に踏切を横断された歩行者の総数は69名で、うち跨線橋の利用者は33名です。利用率は34%でした。跨線橋利用者の行き先別では、友部駅方面には6名、友部小学校へ通学する児童が23名ございました。

この結果から推察しますと、跨線橋の利用率が低いのは、平面踏切が平成7年に拡幅改良され、比較的歩行が容易になった現時点で、歩行者の跨線橋の利用が減少しているものと思われまして、また、跨線橋の利用者33名について見てみますと、来年3月に友部駅橋上化自由通路が供用されますと、この33名中、友部小学校の児童や駅方面利用者の2名、合わせまして29名が、駅自由通路へ転換する可能性が高いものと考えられます。

そのため、今後、利用者の動向を見つつ、地域の皆様のご意見を聞きながら、JRと協議を進め、対応を検討してまいりたいと思えます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（大関久義君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 町田議員のご質問にお答えいたします。

少子化対策として、市独自の、すなわちマル福の支給制限の見直しをしたらどうかのご質問ですが、市単独事業として医療福祉にかかわる認定の際の所得制限かと思えます。

これらについては、県内においても実施している自治体もありますが、当市におきましては、合併を機に、市単独事業として、マル福自己負担の全額支給をしているところであります。これは、外来におきましては、1日600円で1カ月2日を限度とします。入院に対しましては、1日300円で1カ月10日を限度としております。今年度の予算は、所要を見込みまして5,300万円計上しているところでございます。

そのため、現時点におきましては、さらに市単独事業の制度拡大は、今のところ考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（大関久義君） 32番町田征久君。

13番（石松俊雄君） 再質問いたします。

例えば佐白山の側溝ですが、それは重々わかっていますが、過去に、あそこの中に入って事故を起こしたというのはいないんですか。

それから、あそこは深いんですね、物すごく。大きくて深い。だから、何も原形を崩して修繕をするのではなく、まず、やれることは、木材によるふたができるんじゃないかと。それで、ずっと行って左側は、コンクリートでできているんですね。あれは個人がやったんですか、市がやったんですか、お尋ねします。まず1点、過去に事故があったかないか。

それで、今までずっとほうっておくという形、私も、ぜひあそこを直すように言ってくれと、そういう市民からの要望で質問しているので、とにかくどう人命を優先にするのか。幾らでも今はできますよ。木材をよく燃して、あのままの原形でふたをするということは可能だと思います。

それから、友部里道踏切、これ見ていると、44年、58年、7年、利用が年々減っていると。あそこは、私も知っているとおり、昔、開かずの踏切と言われて有名な踏切だったんですね。今は、拡張して便利になったようですが、時間帯になると、やはり込みます。今度は橋上駅ができるから、それまで待とうというような市としての考えもあるんでしょうが、大変に景観が悪いです。多分、お金をかけないでというような形で、橋上駅でも、そんなにすぐにはできないと思いますね。景観という意味からも、踏切を通して左側を見ると、赤さびております。これは本当にみっともないと思います。

それから、マル福の拡大は考えてはいないという形でございます。マル福の所得制限は、旧児童手当特例給付支給制限額から割り出しているんですね。これから枠が飛び出すと、マル福の適用ができないと。

過去には、例えばマル福拡大によりまして、岩間では4人目のお子さんを産んだお母さんがいます。マル福が拡大になったから、4人目つくりましたと。つくるのは簡単でしょうがと、母親に怒られていましたが、20年も育てるのは大変だろうと。

それから、これは不妊治療10年。10年ということは、30歳を過ぎて10年というと、40歳です。40歳になれば、これは所得制限受けるほど俸給はもらえますよ。これも、児童手当ももらえない、マル福もきかないというダブルパンチなんですね。

それから、この前、56歳のお父さんが、いよいよ定年迎えるんだけれども、子供幾つになつたと言ったら、小学校2年だと。このお父さんの悩み事は、役場へ行って児童手当くれと言ったら、くれないんだと。それはくれないでしょう。56歳だもの、俸給が高く上がっているんだもの。こういう問題が生じて、私は、これを差別と言うんです。20円でも30円でもこれが上がれば、制限額が上がればだめなんですから、適用されない。

実際に、よく考えてみてくださいよ。これ、マル福の制限ではないんです。旧児童手当特例給付支給制限額になっていて、マル福はマル福で特別にまたつくればいいんですよ。少子化、少子化と少子化対策を言うなら、財政がない、ないではなく、新笠間市で合併すると同時にこういうすばらしいことができた、それが県を動かし、国を動かすんですか

ら、ひとつ考えてみるべきだと思うんです。

以上です。

議長（大関久義君） 都市計画建設部長澤島守夫君。

都市建設部長（澤島守夫君） まず、佐白山に登る道路の件での質問でございますが、事故があったかというお話だと思いますが、これについては、申しわけありませんが、私、今、把握してございませんので、後ほど調べてお答えいたします。

それと、2番目ですが、部分的にやっているところがあるというご指摘でございます。これは坂本 九ちゃんの歌碑の前あたりかと思えます。あれにつきましては、市が、特に危険な箇所でありましたので、部分的に対応したところでございます。

それと、3番目、ふたがけに関して、議員の方から、木材を使ってどうだろうかというアイデアも今いただいたところ です。そういった工夫も、私ども真摯にちょっと考えさせていただきまして、また地域の皆様の思いもござい ますので、そういったこと でいろいろお話し合いを持ちながら、やれることについて検討してまいります。

以上でございます。

議長（大関久義君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 町田議員の再度のご質問にお答えいたします。

マル福自己負担額の肩がわりですけれども、これは、県内44市町村で、当笠間市と東海村だけでございます。その他の市町村もありますけれども、全部該当するのは2市だけでございます。

あと、所得制限の撤廃等もありますけれども、これは16市町村ございまして、それらの市町村につきましては、今度マル福の自己負担の肩がわりの方が少なくなると。両方という市町村は、余り見受けられない実情でございます。

今後、少子化対策につきましては、関係課と協議しながら検討してまいりたいと思 います。

議長（大関久義君） 32番町田征久君。

32番（町田征久君） 再々質問いたします。

きょうは、前に通告してなかったことが一つカットされたもので、時間が短くなりました。ここで聞いてもわからないと思 いますね、通告してなかったから。

最高が543万円、4人家族で513万円、3人家族で430万円と、30万円、30万円、30万円 で所得制限を切っているんですね。これは、東海村と笠間市は優遇しているというよう な市民生活部長の答えでございます。これは、市が何とか工夫をしながら、少子化対策に 取り組んでいるということはすばらしいことなんですから。

次回の一般質問で、この423万円、453万円、543万円の対象外になる人の人数がどの くらいになるか、きょうは聞いてもわからないから遠慮しますが、次回よろしくお願 います。

これで、私の一般質問を終わります。

議長（大関久義君） 町田征久君の質問が終わりました。

次に、24番菅原 毅君の発言を許可いたします。

24番菅原 毅君。

〔24番 菅原 毅君登壇〕

24番（菅原 毅君） 24番菅原 毅であります。

ただいま議長から発言の許可を得ましたので、質問通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、初めに、市長にお伺いいたします。

新市長として、登庁以来、毎日ご多忙な日々の中で、新生笠間市発展のためご尽力されておりますことに対しまして、心から敬意を表するものであります。

また、今回の定例会におきましては、施政方針が示され、その方針に基づきまして、504億 3,893万 6,000円の18年度予算が提出され、山口丸が順風満帆のうちにスタートしたのであります。

そこで、お伺いいたしますが、この平成18年度予算編成に当たりまして、新市長独自の新しい考え方や発想が事業展開の中に生かされていると考えますが、特にどのような点に山口市長色を発揮したのか、お伺いするものであります。

次に、スポーツの振興についてお伺いいたします。

まず、初めに、スポーツ振興に当たりましては、その核となる総合型地域スポーツクラブの設立に向け、組織づくりの推進を図っていくとの提言がありますが、総合型地域スポーツクラブとは、具体的にどういうスポーツクラブの誕生を意図しているのか。現時点における検討状況等につきましても、あわせてお伺いするものであります。

次に、旧町単位で開催してきました町民運動会についてでございます。

市当局の考え方を、ここでお伺いするものであります。

これまでは、地区対抗の形で、スポーツ推進員を中心にしまして、楽しく町民運動会を実施してまいりました。町民運動会は、ふだん人との交流が少ない中で、極めて有意義に作用し、プレーすることの喜びや楽しみを通し、おのずと人的交流が図られ、また、子供を含めて昼食を全員でとる光景などは、親子のきずなを深める一因でもあり、素晴らしいものがあると考えております。

つきましては、これまで実施してきました町民運動会は、合併後であっても、地域住民と一体となって楽しめる価値ある行事であると考えられるので、運動会の開催方法や競技内容等を変えるにしましても、引き続き何らかの形で実施できるように検討すべきではないかと考えるのでありますが、いかがなものか、お伺いするものであります。

次に、体育協会の一元化についてお伺いいたします。

体育協会は、これまで旧市町村ごとに設立されておりました、それぞれの市町のスポー

ツ振興のリーダー的組織としてご活躍いただきました。合併に伴いまして、この体育協会の組織をどのようにするのが、現時点における課題であります。

私は、この組織を一元化しまして、一元化された体育協会のもとで、スポーツ活動が展開されることが必要ではないかと考えるのであります。

つきましては、組織の一元化に向けてどのように指導しているのか、お伺いするものであります。

次に、可燃ごみの祝日収集の実施と、これに伴う予算措置についてお伺いいたします。

本年6月から来年3月末日までの祝日の回数を見ますと、月曜日が祝日となる回数は6回、火曜日と水曜日、そして木曜日と金曜日は各1回、土曜日は2回の合計12回が祝日となっております。

この中で、特にごみが多く出る日は、月曜日が祝日となったときの次の収集日です。家庭内で保管するのが大変なほどの量のごみがたまることがあります。また、このごみ袋を次の収集日である木曜日に集積所に持ち込みますが、容量の小さい集積所では、ごみ袋を外にあふれてしまい、いかにも汚れが散乱して、汚さが目についてしまうのであります。

ついては、本年度から、元日を除く月曜日の祝日計5回の日を、収集が休みとなっている現在の制度を改正しまして、ごみを祝日収集してはどうかと考えるのであります。そして、やがては、全祝日を収集するようにはどうかと考えるのであります。こうした祝日収集を実施するために要する委託料等の経費は、必要な額を補正するなどして、市民の要請にこたえるべきと考えるのであります。いかがなものか、あわせてお伺いするものであります。

以上で、第1回目の質問を終わります。

議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

市長（山口伸樹君） 菅原議員の質問にお答えをいたします。

平成18年度の予算編成におきましては、基本的に、旧3市町の歳入をもって歳出を計上するという合併協議の内容を尊重しつつ、私の選挙公約でもあります福祉バスの運行調査費や市政懇談会の経費などを盛り込んでおります。また、放課後児童クラブの施設建設の検討、教育施設の耐震化工事費の見直し、その他事務事業につきましては、私の考え方を事務方に指示をしたところでございます。

その検討結果も踏まえて、今年度の補正予算、または来年度以降の予算に反映してまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いたします。

議長（大関久義君） 教育次長塩田満夫君。

教育次長（塩田満夫君） 24番菅原議員のご質問にお答え申し上げます。

スポーツの振興で、3点ほどご質問をいただきました。

まず、初めに、総合型地域スポーツクラブについてでございますが、このスポーツクラブにつきましては、小学校区あるいは中学校区を一つの地域といたしまして、地域の教育

力を生かして、スポーツだけではなく、文化活動も含め、地域の皆さんが主体的に管理運営していただくものでございます。

地域の実情によりまして、地域で準備できるものや住民から要求の高い複数の種目を行政が準備し、多世代の一人一人が気軽に参加できることによりまして、世代を超えた地域住民の交流と生涯にわたるスポーツ文化活動を行うということにしております。

これらのことによりまして、地域の連帯感や教育力の向上を図りながら、地域住民の健康づくりと高齢者の生きがいづくりの場とし、地域で子供を守り育てることができる、豊かな地域社会をつくることを意図してございます。

また、検討状況についてでございますけれども、幾つかございますが、地域のスポーツ環境の把握につきましては、既に、一つの地域について調査を終えてございます。さらに、今後になります、地域住民及び既存のスポーツ団体への理解の促進、次にスポーツとまちづくりに対する情熱を持つ地域のリーダーの確保、さらには活動の拠点となる施設の整備について、今後、これらについては、体育指導員、体育協会、スポーツ少年団、既存のスポーツクラブ、学校など、地域内の多方面の方々からご意見をいただきまして、検討してまいりたいと考えております。

次に、町民運動会につきましてご答弁申し上げます。

スポーツは、一つの文化でございます。健康づくりばかりではなくて、スポーツを通した市民相互の連携や地域に連帯感を与えるものであります。しかし、全市的に運動会を行うということになりますと、会場の面で物理的に無理がございます。

友部地区には行政区が139区ありますが、昨年度の参加状況を見ますと43区、子供会におきましては、74の子供会のうち30子供会の参加となっているところでございます。また、友部地区の運動会の実施について、現在アンケート調査を行っておりますけれども、74.1%の回収率でございます。実施しない方がよいという回答が、65%でございます。

このことを踏まえまして、所期の目的を達成したと思われる事業は、事業主体を行政から民間団体または地域に移行いたしまして実施をしていただきたいと考えてございます。

市内におきましても、地域団体や社会福祉協議会、公民館等が事業主体となって開催している運動会がありますので、地域の皆様のご意見を伺いながら、このような市民主導型の運動会へ転換して、市民の皆様のスポーツ交流を図れるような事業を展開できるよう検討していきたいと考えてございます。

次に、体育協会の一元化についてでございますが、体育協会の組織力の強化、競技力の向上など、合併効果を上げるためにも、旧3市町の体育協会の一元化については必要なことだと考えてございます。

既に、ことしの1月から一元化に向けての話し合いに入っている状況にございますが、本年度の体育協会の総会等におきまして再度ご説明を行いまして、各体育協会とも、組織の一元化につきましては異論のないところでございます。

また、今後は、仮称でございますけれども、各体育協会からの代表者で構成いたします笠間市体育協会設立準備委員会を立ち上げまして、その中で、合併スケジュール、組織及び規約等につきましてご検討をいただきまして、平成19年度の新体育協会の設立を目指してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（大関久義君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 菅原議員のご質問にお答えいたします。

現在、可燃ごみにつきましては、週2回収集しております。2回とも連続しまして祝祭日に当たる場合は、臨時収集を実施しております。例年、5月のゴールデンウィークの時期に入っております。

ご質問の件は、月曜日にごみを出す人が、他の人より祝日に当たる機会が多くなってしまふ、いわゆるハッピーマンデー対策についてかと思えます。

現在のところ、先ほど説明したとおり、週2回収集のうち、最低1回はごみを出せるよう対処しております。

なお、月曜日が祝日になるのは、昨年平成17年度は4回、今年度平成18年度は5回あります。祝日収集につきましては、笠間市だけでは判断できるものではございませんので、友部地方広域環境組合、その中に水戸市も入っております。あと委託業者のこともありますので、今後とも検討してまいりたいと思えます。

議長（大関久義君） 24番菅原 毅君。

24番（菅原 毅君） 市長の山口色を私は質問したわけでございますが、選挙公約の中で、例えば、先ほどおっしゃいましたように福祉バスの運行とか地域懇談会、そういうものをやっていくという決意を述べられて、それが施政方針の中にも打ち出されておりました。私は、こういったことが速やかに実現されて、実効性のあるものにしてほしいと思えますので、これからも大いに頑張っていただければなと思えます。

それから、総合型地域スポーツ振興の件で、一つ、今言いました総合型地域スポーツクラブについてでございますが、いろいろ話がありました。そのとおりだろうと思えますけれども、このスポーツクラブというのは、ほかとの絡みはどういうふうに整理してやるのか。ほかの市町でこういう形のものが展開されているのか、その辺の情報をこの際提供いただければなと思えます。

いわゆる目的はいろいろあって、いい方法かなと思えます。地域の連帯感を図るということは、それはそれでいいんですが、それは地区の運動会と同じで、地域でやろうとするのも、方法の中の一手段だろうと考えます。そういったものからすると、そういうことを醸成、育成することによって、そういう地域での活躍との兼ね合いをどういうふうにするのかということも、問題となって出てくるのかなと思えます。

いずれにしても、どういうことをどうやってやるのか、ほかの町村での実施状況も

踏まえて、お知らせいただければなと思います。

それから、町民運動会は、こんなにアンケートの結果が悪いとは思いませんでした。我々の方は、どうするんだという話の中から、引き続きやろうじゃないかと。だけど、市としてはやる気がないので、少し何とかつついてくれと、そういう話だったんですが、アンケートの結果を見ると、これ、つつく必要がないと思います。

こういうものも本当は欲しいなと思ったんです。私は、各市町ごとにこういう運動会を実施して、そこで優秀な成績をおさめた人が、今度は市の運動会に出て、記録をつくるというか、記録を見るんでしょうけれども、観察するんでしょうけれども、そういうことで、地区大会、そして市の大会という形の中で、こういう運動会が広がってくればいいなと考えて質問したわけですが、これについてはアンケートの結果を重視します。

それから、体育協会の一元化については、これからだということでお話があったのですが、それならば、どういうふうに一元化に向けて指導しているのか。その辺、役員会を開いて、ただやるんだということではなくして、やはり行政が誘導することが必要なんだろうと思いますね。そして、今までの市町村ごとに活動していた活動方針、そういったものが損なわれることがないような一元化を図ってほしい。ですから、市としてどういう指導を図っているのかということで、お願いしたいと思います。

それから、ごみの収集につきましては、週2回の原則は守るということで、これから検討するんだろうと思いますが、一つ、例えば年末から年始にかけて、時々、1週間以上になるときがあって、昨年度はごみ収集に来なかったということがありました。そういうことをされますと、各世帯とも困ってしまいますので、その辺は趣旨徹底を図って、茨城の中で、笠間市のごみ収集は徹底されていてまちの中はいつもきれいだというふうになるように、これからも頑張っていただきたいと思います。

スポーツ振興について、少し質問しましたので、よろしくをお願いします。

議長（大関久義君） 教育次長塩田満夫君。

教育次長（塩田満夫君） 菅原議員の再度のご質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、総合型地域スポーツクラブにつきましてはでございますが、どこがあるのかというご質問でございますけれども、県内では、この総合型クラブにつきましては、鹿嶋市ほか6クラブが設置されているところでございます。

それから、参考までに、母体となる団体が笠間市でどうかということについてお話し申し上げたいと思うんですが、現在、友部二小を拠点として活動している、友部子ども居場所づくり実行委員会がございまして、地域の教育力を生かしまして、ソフトボールやバドミントン、そして文化活動を行っております。委員会メンバー以外にも、地域の方々が活動に参加してくれているという現状から、移行しやすいのではないかと考えているところでございます。

次に、体育協会の関係で、どう指導するのかというご質問でございますが、これにつき

ましては、現在3団体となっている体育協会につきまして、既に話し合いに入っております。先ほども申し上げましたが、総会等でも、合併をしていこうということでは一致をしているところでございます。

そういった中では、それぞれの旧体育協会の団体の内容を損なわないようなことでの対応をしてみたいと、自主性を尊重していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（大関久義君） 24番菅原 毅君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時より再開いたします。

午前 11時51分休憩

午後 1時00分再開

議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番西山 猛君、32番町田征久君、52番藤枝一弘君が所用のため退席されました。

ここで、都市建設部長の発言の許可の申し出がありましたので、許可をいたします。

先ほどの町田議員の質問の件です。

都市建設部長（澤畠守夫君） 先ほどの町田議員の再質問の中で、佐白山に登る市道234号線において過去に交通事故があったかというご質問でございましたが。

議長（大関久義君） 51番。

51番（海老澤勝男君） 当事者がいなくて、そのお答えは控えなくてはならないと思います。

議長（大関久義君） わかりました。後で答弁してください。

都市建設部長（澤畠守夫君） わかりました。

議長（大関久義君） 失礼いたしました。そのとおりと思います。

次に、20番川澄清子君の発言を許可いたします。

20番川澄清子君。

〔20番 川澄清子君登壇〕

20番（川澄清子君） 20番川澄清子でございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

市発足に伴い、新市長の誕生に、笠間市の歴史の1ページを飾ることができました。8万2,000余人の住民は、山口市長の政治的手腕のかじ取りに心から期待しております。

そこで、山口市長の施政方針について質問いたします。

まず、市政懇談会の開催についてです。

1市2町の合併により、地域性による格差もありますので、市長の公平公正なまちづくりの基本理念により、各小学校単位の中で、各種団体や児童生徒、小中学校の意見や年代

別の若い世代の意見交換の場を設けて、あらゆる角度から市政懇談会を実施してほしいのです。時間はかかると思いますが、このことにより将来に大きな発展につながることを確信します。この点についてどうか、再度決意を表明していただきたいと思います。

次に、指定管理者制度についてお伺いいたします。

平成15年、地方自治法の改正により、従来の管理委託制度が、純粋な民間企業やNPO等によって管理運営されることが可能になりました。それは、社会経済情勢の変化により行政サービスの住民ニーズが多様化してきたことにより、民間企業、法人NPOにより管理を行える能力を十分に有することと見られる状況にあるからです。将来にわたって、笠間市で予定される施設等何件ぐらいあるか。また、どのような目標でいつごろまでに明確にしていくのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、畜産試験場跡地利用についてお伺いします。

合併による県畜産試験場跡地は、県との話し合いは進んでいるのかどうか、どのような状況になっておりますか。跡地利用については、我々市民にとって最大の関心事です。新市の建設計画は入っているのかどうか。また、我が市の具体的な要望は県サイドへ出しているのかどうか、お伺いします。

次に、高齢化社会における保健予防、介護予防と言わず、あえて保健予防と言いますが、医療制度改革に対して笠間市の対応についてお伺いします。

高齢化比率がますます増加していく中で、医療費を増大させないためには、今までの病気中心の医療から、保健予防に力点を置いた医療にしていくことが重要だと感じます。医療費の膨張を抑えるといっても、医療の質を落とすことはできません。質を保ちながら医療費を抑制するためには、保健予防に力点を置く以外に方法はないからです。

そこで、今回の医療制度改革では、各都道府県単位で予防対策に取り組むことが盛り込まれました。特定高齢者は、今のうちに予防の重要性をしっかりと認識していただくようにしなければならぬと思います。

そこで、特定高齢者に対する介護予防事業を笠間市としてどのように進めていくのか、お伺いします。

次に、福祉バスの運行拡大についてお伺いします。

路線バスが廃止された地域があり、旧友部、旧岩間地区においては、長年、福祉バスの運行を強く要望しているところです。友部、岩間地区において、バス路線がなく病院、買い物等に不便を来している交通弱者が多くおります。これからは、市全体を視野に置いて、旧笠間市内を巡回している福祉バス路線に加え、いかに多くの利用が可能になるか、拡大路線の検討をする必要があると考えます。早急に検討するとの市長の表明がありましたので、この点もお伺いいたします。

次に、AED、自動体外式除細動器装置の設備と、普通救急救命士の講習に対するの推進はどのように考えるか、お伺いいたします。

私たちは、いつ、どこで突然のけがや病気に襲われるか予測はできません。このようなとき、病院に行くまでに家庭や職場でできる手当が必要です。

昨年、愛・地球博において、40代の男性が、急に倒れ、意識不明の状態になりました。そこに居合わせた大学生が、普通救急救命の講習を受けていたため、救命手当AEDを使用したことにより、その人は一命を取りとめ、社会復帰ができたとのことが、当時大きく報道されました。

橋本知事も、以前、茨城県で5万人の普通救急救命士をつくりたいとコメントしていました。他人のために一人のわずかな力でも役に立てば、こんなにすばらしいことはないと思います。

そこで、公共の建物はもちろん、人の多く集まる場所へAEDの設置の目標数を教えていただきたいことと、救急救命講習の実施を、市職員を含め積極的に進めてはどうか、お伺いいたします。

次に、公共下水道事業と合併浄化槽についてお伺いします。

今、下水道敷設をしようとしている未整備地区の中で、合併浄化槽を設置することにより、下水道敷設する場合に比べ費用対効果を考え、将来行政として予算の中からどのように進めていくのか。また、住民の理解を得るためにも、どのようにしていくのか、お伺いします。

次に、市営住宅の建設についてお伺いします。

新たに、福原地区に12戸の新築が予定されております。本年度予算1億7,231万円で建設する運びになっておりますが、笠間市にも、民間で、便利な地域にアパート、マンションがたくさんあり、空きを抱えているところもあるのに、現在ある市営住宅に対し補修を随時していかななくてはならない、また新築住宅の家賃や既存の市営住宅の補修費等再検討をする余地があると考えますが、執行部の答弁をお願いいたします。

次に、ねんりんピックについてお伺いします。

平成19年本県において、ねんりんピックが開催されます。大会のテーマは「さわやかな長寿の風を茨城に」と、水戸黄門をモチーフにした大会マスコットです。たくさんの競技種目がありますが、ペタンクと囲碁が、笠間市内で予定されております。これは全県的なことではありますが、こういう機会を通して、笠間市としても、将来に向けて高齢者のための運動を推進していくべきであると思いますが、いかがでしょうか。

最後に、予算特別委員会において、教育長は、旧友部町の中学校2校で実施している北海道への総合学習である立志の船自然体験教室の実施について、来年以降の継続は難しいとの意見を伺いました。将来を担う多感な時期に、北海道という大地に14歳の中学生が希望と想像を絶する船旅に、机の上では教師も教えられない体験をさせてあげることが、なかなかありません。行政最大の教育への投資は歴史に残る偉業だと、議員の一人として、また、笠間市が教育にかけた思いは、全国を見ても誇りにできることだと確信いたします。

また、子供たちにとって、成長したとき、大人になっても語り継がれていくものと深く感じます。そこで、人間教育の成果が、社会に貢献できる人材となることでしょう。

以上のことを考えて、ご答弁をお願いいたします。

議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

市長（山口伸樹君） 川澄議員の質問にお答えをいたします。

市政懇談会の開催についてでございますが、市内小学校14校で開催をしてみたいと思います。

各種団体との意見交換につきましても、できれば開催をしてみたいと考えております。

また、児童生徒年代別の若い世代の皆さんとの意見交換につきましては、市内各所でいろいろな行事やイベントが行われております。私自身、そういうものに積極的に参加をしていきたいと考えておりました、そういう中で、若い世代の皆さんと交流を深めながら意見をくみ上げていきたいと考えております。

開催につきましては、土日や時間帯を含めて、市民の皆さんが参加しやすいような工夫をしてみたいと思います。

施政方針でも述べさせていただきましたが、市民の声を聞くということが、私の一つの政治信条でございますので、市民の声を聞きながら、そして私の考えも述べさせていただきますながら、市民の声はこれからの行政運営に反映させていきたいと考えておりますので、それぞれの地域で行った際は、ぜひ議員の皆様もご出席いただけるようお願い申し上げます。

以上です。

議長（大関久義君） 総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 20番川澄議員の質問にお答えいたしたいと思っております。

指定管理者制度につきましてのご質問でございます。

指定管理者制度につきましては、平成15年度の地方自治法の改正によりまして導入をされたところでございます。笠間市におきましても、旧笠間市で笠間工芸の丘、笠間クラインガルテンの2施設、さらに旧岩間町であたご天狗の森のスカイロッジの1施設、合わせて3施設に導入しているところでございます。

今後の指定管理者制度の導入につきましては、4月の下旬に方針を定めましたので、それに従いまして、施設を所管する部署において検討がなされております。施設の運営方法を見きわめているところでございます。

お尋ねの指定管理者制度を導入する施設の数でございますが、現在、管理委託を行っている施設につきましては、指定管理者制度に移行しても管理運営上支障がないものと考え、早急に移行することを考えております。その数は、6施設が該当いたします。

その一例は、社会福祉協議会に管理委託をしております笠間市心身障害者福祉センター

等でございます。

また、来年度以降に指定管理者制度を導入できるのではないかと現在検討している施設は、5施設になると思われま。

手続的には、今後、議会におきまして、指定管理者を指定をする議案、並びに設置管理条例の改正議案等を審議していただくことになるわけでありま。

以上でございます。

議長（大関久義君） 市長公室長永井 久君。

市長公室長（永井 久君） 20番川澄議員のご質問にお答えをいたしま。

合併により、県畜産試験場跡地はどのような進捗状況かというご質問ですが、現在、畜産試験場の跡地利用につきましては、児童生徒の教育施設や宍戸ヒルズで実施されている日本ゴルフツアー選手権における笠間市のPRの会場、さらに映画やドラマの撮影場所などに利活用がされてお。

この跡地は、平成11年12月の茨城県未利用地処分推進本部会議において、売却という基本方針が出ています。地域振興の観点から、広域的な方策につきまして、有識者、開発業者を交えた検討が行われている現状でございます。

平成17年8月には、県庁内の関係6課で構成した畜産試験場跡地利活用検討に係るワーキンググループが設置され、跡地に係る道路等の公共基盤の整備予定を確認するとともに、土地利用のあり方についての検討及びヒアリングが実施され、本年3月に、畜産試験場利活用の調査報告書について知事への説明が行われたと。

これらを踏まえ、引き続き県と利活用に向けた協議を進めてお。

続きまして、福祉バスについて、まず現況についてであります。福祉バスは、旧笠間地区の福原本戸方面を初め、4路線をそれぞれ週3日運行しております。乗車状況につきましては、平成17年度実績で年間延べ2万8,312人、1日当たり45人となっており、一定の乗車がなされていると思。

この現況を踏まえ、合併協議の調整方針としては、現行のとおりとし、合併後運行拡大等について検討すると思。

現在、旧笠間地区には、福祉バス以外に、スクールバス、廃止代替バスを運行し、また旧友部地区を中心に通常の路線バス等も運行している状況にあるため、運行拡大検討に当たっては、これらほかのバス交通などをも視野に入れる必要があると思。

具体的には、現況の分析調査や市民の意向把握を行い、その必要性、運行目的等を明確に設定した上で、コミュニティバス、デマンド交通システムといった形態をも選択肢としながら、利用者負担も含めた経費の試算、乗車人員の確保といった課題を整理して、具体的な方向性を導き出していきたいと思。

以上でございます。

議長（大関久義君） 保健福祉部長加藤法男君。

保健福祉部長（加藤法男君） 特定高齢者に対する介護予防の件でございますけれども、特定高齢者といいますのは、要支援、要介護状態となるおそれのある65歳以上の高齢者の方を指しております。

そういう方の介護予防ということでございますけれども、今回、新たに設けられました地域包括支援センターなど、保健センターとか、連携を図りながら、通所型介護予防事業におきましては、機能訓練事業、栄養改善事業、口腔機能向上事業など介護予防ケアプランの作成を行いまして、個別の目標に沿ったプログラムを提供することで、介護予防を図っていきたいと考えております。

また、訪問型介護予防事業におきましては、閉じこもりや認知症、うつ等の高齢者に対しまして、自宅を訪問し、相談や適切な指導を実施してまいりたいと考えております。

またそのほか、ボランティア団体等の協力を得ながら、各地域における介護予防事業を展開してまいりたいと考えております。

次に、ねんりんピックについてでございますけれども、ねんりんピックは、平成19年11月に、笠間市公民館を会場として囲碁の大会、岩間海洋センターを会場としてペタンク大会が開催されます。

高齢者の健康増進事業といたしましては、現在も、ペタンク大会、クロッケー大会、輪投げ大会、グラウンドゴルフ大会、ゲートボール大会など、各地域において多くの参加者を集めて実施しておりますが、今後も、高齢者が生き生きとして生活が保てるよう、それぞれに合った健康増進につながる事業を検討してまいりたいと思います。

議長（大関久義君） 消防長青木昭一君。

消防長（青木昭一君） 20番川澄議員のご質問にお答えします。

AEDの問題ですが、自動体外式除細動、これは、平成16年7月1日に厚生労働省の規制緩和により、非医療従事者がAEDを使用することが可能になりました。

AEDは、端的に申しますと、電気ショックのことです。傷病者の心臓リズムを自動的に調べて除細動が必要かどうか自動的に決定するとともに、どういう操作をすべきか、音声メッセージで指示してくれます。したがって、一般の人でも、簡単な講習を受ければ簡単に操作できると、こういうものでございます。

質問の要旨の中の配備ですが、管内では、現在、消防本部では各署1台ずつ3台配備しているほか、民間でも3台配備されております。今後の配備推進としまして、1台45万円という高価な機器でありますので、段階的に配備を進めていかなければならないと考えております。

このことを踏まえ、多数の人が出入りする事業所、市内の公共施設等に設置をお願いし、特に公共機関への設置については、財政のこともあり、関係部局と協議し、計画的に整備推進を図りたいと、このように考えております。

次に、A E Dを取り入れた普通救命講習会の推進につきましては、現在、救命士15名を含め、67名の職員で実施しております。回数ですが、昨年4月からことし6月までに55回開催し、854名の一般住民が受講しております。今後の目標としましては、いわゆる県で言っております県内30万ということで、パイスタンダー、管内で8,800人を目指しております。A E Dを取り入れた普通救命講習会実施は、各消防署の広報紙、また市報、あるいは笠間市まちづくり出前講座等において実施しております。

今後、幅広く市民の広報活動を実施し、救命率の向上を図っていきたいと考えております。

以上です。

議長（大関久義君） 上下水道部長早乙女正利君。

上下水道部長（早乙女正利君） 20番川澄議員のご質問にお答えします。

公共下水道未整備地区への合併浄化槽の設置推進は、どのようにしていくのかというご質問でございますが、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業採択区域を除く区域に対しましては、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的といたしまして、合併浄化槽の必要性を市の広報紙や、現在、下水道課のホームページを作成中でございますので、その中でPRをしてまいります。

また、設置費用の軽減が図れるよう合併浄化槽設置事業補助金等を活用されますことを、あわせて推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（大関久義君） 都市建設部長澤畠守夫君。

都市建設部長（澤畠守夫君） 続きまして、市営住宅の建設についてお答えいたします。

市営住宅は、公営住宅法に基づき、持ち家のない子育て世代や高齢者などの低額所得者層などで住宅に困窮している人たちの入居を対象としているものであります。市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としております。

現在、笠間市の市営住宅は13カ所に343戸ございます。これにつきましては、いずれも全戸入居しており、さらに、入居条件の審査が終了し、入居の順番待ちをしている待機者は50名に上っております。これらの状況を踏まえ、市では、建設用地が既に確保されている福原地内に、今年度から2カ年間の継続事業で、12戸が入居できる鉄筋コンクリートづくり3階建ての市営住宅を1棟建設するものであります。

なお、市営住宅は、現在のところ、旧笠間市に遍在しており、また一部では施設の老朽化などの課題も抱えております。

今後、福祉やまちづくり施策との連携強化や住宅の需給バランス等を含め、社会経済情勢の変化を踏まえながら、適切な住宅施策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（大関久義君） 教育次長塩田満夫君。

教育次長（塩田満夫君） 20番川澄議員のご質問にお答え申し上げます。

立志の船自然教室事業の継続ということで、ご質問をいただきました。

この件につきましては、議案質疑の中でもお答え申し上げましたけれども、この立志の船自然教室事業につきましては、旧友部町で、ふるさと創生人材育成基金を原資といたしまして、15回にわたって実施してきたところでございます。そういった中では、この育成基金が、ことしで使い切ったというふうに聞いてございます。

この事業は、集団生活の中で望ましい人間関係を築き、協調性や連帯意識を高めるために、大変意義のある事業であると思っております。ただ、今後、全市7校での実施ということになりますと、保護者の負担、それから行政側の負担、学校行事等を考えますと、実施は非常に難しいかなと思っております。廃止の方向で、学校、保護者と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

また、この検討とあわせまして、現在、友部を除きます岩間、笠間地区で行われております宿泊学習、同じような目的で実施されております。そういった中で、全市の公平を図っていくという観点から、それらの充実に向けて検討もしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（大関久義君） 20番川澄清子君。

20番（川澄清子君） ありがとうございます。

市長の市政懇談会については、市民とのひざ詰めで話す機会というのは、こういうときしかないかと思えます。どうか大事にしながら、今後に歴史を残す、そういう笠間市の第一歩だと考えていただいて、また現場に知恵があるということをお考えいただきながら、進めていっていただきたいと思えます。

2点目ですが、指定管理者制度ということは、今回、やはり民間の活力というんでしょうか、経済効果を上げていく、また賃金も安くてできると、そういう点を考慮に入れた中で行われるわけなんですけど、やはり公共性を維持しながら、経済性や効率を考え、本当に住民に目に見える形でサービスを向上させていってほしいと思えます。

その契約も、あるところでは1年、また2年から3年ということもありますし、最高で30年というのがありますので、やはりきちっと目を光らせてやっていただきたいと思えます。

あと3点目ですが、畜産試験場跡地に対しては、合併する前からの懸案でございますし、どのような形で形づくられていくかということで、重要なポイントになっておりますので、県議会の中でも何回か課題に上げられているということを伺いましたし、先ほどもお話がありましたけど、素案が第一報告として出ているということですので、どうか市の方にも公表していただいて、ある程度の流れですね、教えていただければありがたいと思えます。

高齢者に対することですが、現役の人たちから比べますと、医療費が高齢者には5倍もかさんでいるわけですので、特定の、これから予備軍となる、介護認定になる前の段階の

人たちをどのように元気にさせていくかということが大事だと思います。

特に、高齢者の健康意識については、認知症にならないようにしたいな、また寝たきりにはなりたくないということで、特にそういう介護予防に対しては関心が高まっているということもあります。

ねんりんピックともかけ合わせてのお話なんですが、佐久市では、「びんびんころりん」ということで、本当に亡くなる寸前まで元気でいようということで、市長が、まずは手を挙げて、お地蔵様をつくって観光地にしながら、本当にいろいろの施策を練りながら、元気で皆さんがやっているということを考えますと、やはり勢いをつけていくという意味で、ねんりんピックに対しても、一つの笠間市としてのカラーを出して、この機会に、行政で上から押さえるということじゃなくして、後押しをしていく、おしりをたたいていくという形で、どうか一つの、健康にさせる、また元気になっていただくという、生き生きとした高齢者をつくっていくという意味で、何かしら行政でお考えをいただきたいと思います。

19年ということもありますので、24種目だけでなくして、私も単純なんですが、一本杉の笠間市の歌もありますし、また坂本 九ちゃんの歌もあります。そういうのをかけ合わせて、笠間市独自の、高齢者が喜んで本当に楽しく生きていけるというような方向に向けいっていただければありがたいと思います。

福祉バスの件ですが、友部、岩間も廃止された路線のところがございます、市原、小原方面は、本当に足がなくて困っているという高齢者もいますし、弱者の方もいるということを考え合わせまして、今までの旧笠間市に延長させた形で、どうか配慮いただきながら、福祉バスの延長拡大を、経費もかかるかと思いますが、工夫をお願いしたいと思います。

除細動器については、私も、普通救急救命3回受けました。そして、体外除細動の電気ショックも受けましたけれども、やはり1回、2回やってみないと、その場に居合わせたときにパニックになってしまうんですね。ですから、市の職員の方は、生命と財産を守る大事な責務の立場にあるということで、市職員がみずからこの講習を受けていただくと同時に、パロメーターにしていいただければありがたいと思います。機械の設置ばかりではなくして、皆さんがそういう意識の中で、住民を守り、市民を守っていくという心がけが大事かと思います。

取手市では、小中学校はすべて市内では39台の除細動器を設置したということで、やはり人命の大事さをあらわしているかと思います。

公共下水道に対してですが、道路幅が狭くて住宅の密集しているところも、なかなか下水道が入らなくて、汚水が出てきたりとか本当に問題があって、何回か現場を見たこともございますので、どうか合併浄化槽の推進を進めていただきまして、環境のいい場所をつくっていただければありがたいと思います。

市営住宅ですが、本当に先見性のある形で住宅を建てていただくわけですが、費用対効

果のことも考え合わせて、これから若者が大きく成長していく、また社会に貢献していくということに対して、月額1万5,000円では余りにも安いのではないかと、一般的なことを考えましても安いんじゃないかなということ、その点も、補修費用もかかるということで、お願いしたいと思います。

最後に、立志の船のことになりますが、学校側の意見も伺ってまいりましたが、行政の負担も大きいということもありますが、何泊か、今まで決められた宿泊の日数を短くしながらやることも可能ですし、いろいろかみ合わせてご相談をしていただければありがたいと思います。

以上で終わります。

議長（大関久義君） 答弁は要らないね。

20番川澄清子君の質問が終わりました。

次に、6番佐宗裕子君の発言を許可いたします。

6番佐宗裕子君。

〔6番 佐宗裕子君登壇〕

6番（佐宗裕子君） 6番佐宗裕子であります。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、今回の市長施政方針を伺いまして、この施政方針を発表されるに当たっては、公平公正な政治をとということで、1市2町の均衡ある発展と、市民の意識の垣根を取り払い一つのまちづくりを進めるとの大きな理念のもとに、ハード、ソフト両面からの新しい笠間市の基礎をつくる、そのことを念頭に、また、それぞれのまちの歴史や文化、行財政の現状分析を重ね、新市の未来像を描かれたことと推察しております。

さて、今回の長文にわたる施政方針がごとく現実のものとなれば、すばらしい我がまち笠間が誕生すると確信しております。

しかし、ここに述べられていることをいつどのようにして実現するかは、すべてこれからであります。行政の長である山口市長の力量を発揮していただくことを、市民一同期待していることと思います。

我々笠間市民を取り巻く社会や経済の状況からも、そう簡単にすべてのことが実行できるものではないと考えますし、財政の逼迫である、また少子高齢化による社会的な困難を乗り越えていかなければならないと思います。

このようなときに、いみじくも市長が言われました。行政と市民のかかわりは、これからの市政運営にとって重要なキーワードであると考えております。地方自治の確立は、住民との協働がなくしてはかなえられないものとするれば、行政と市民のかかわりは、すなわち市民と行政のかかわりであります。市民による自発的な活動、行政に対する働きかけをより活性化することが、何よりも重要なことなのだと考えていらっしゃると思います。

そのような観点から、市長に3点の質問をさせていただきますので、よろしくご回答く

ださい。

まず、1点といたしまして、施政方針に対して、過日の施政方針の中で、制度や料金徴収、補助金のあり方など、ともに行政と市民のかかわりの違いを課題とし、早期に解決し、統一することが、新市として新しい制度を確立することにつながるのご発言がありました。どのような行政と市民のかかわりの違いがあると考えていらっしゃるのか。また、よりよい行政と市民のかかわりとは、どのようなものであるとお考えになっているのかをお示しください。

2点といたしまして、エコフロンティアかさまについて、今後とも、地元との環境保全協定の締結に向けて、引き続き合意形成に努めるとごぞいます。市長もご存じのとおり、地元の対応は、現在一つになっているとは申せません。笠間市長は、茨城県環境保全事業団理事でもあり、建設に反対している地元住民とは利害が一致しているとは申せません。どのように合意形成を図り、協定の締結を進めようとしているのかを伺います。

次に、18年度予算に対して、1点伺います。

合併に対して市民から寄せられた期待は、まず、行財政改革による市政のスリム化、将来を見据えた財政基盤の強化にあったと考えております。

今年度予算総額は、17年度当初の1市2町予算合計に対して、36億円強、15.7%の増額とのことであります。確かに、合併直後であり、合併前のそれぞれの市町の事業を継続して新たなまちづくりを目指せば、予算は増加するものと考えます。優先順位を明確にし、不必要な事業や経費を洗い出し、削減する作業は十分であったか、お尋ねをいたします。

ただし、これに関しての優先順位等、何人の方がご質問しておりますし、その都度丁寧にお答えをいただいておりますので、その分のところのご回答は私も了解しておりますし、理解しておるつもりでございます。

ただ、やはり不必要な事業や経費を洗い出し、削減するという作業、それが十分に行われているとお考えか、もしくはまだ十分ではないと、これからあるのだというような側面に関しては、余り具体的にお答えになっていらっしゃらないと思いますし、当然、これから1年間、また任期中に、いろいろな交渉がとおりであると思いますので、その辺のところにも触れて、今現在どのようにお考えになっているのか。

もちろん今年度予算でも、これからの組み替え、補正ということも可能ではありますので、そこは市長のお考えというものが一番大きく反映するところだと思っておりますので、その部分にお答えをいただければと思います。

以上、第1回の質問といたします。よろしくご答弁ください。

議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

市長（山口伸樹君） 佐宗議員の質問にお答えをいたします。

施政方針の中での行政と市民とのかかわりの違いにつきましては、旧笠間市、旧友部町、旧岩間町、それぞれ異なった行政運営を行ってきたわけでありまして、行政と市民との関係

においては、対等の立場でなかったようなところもあったのではないかと私は思います。

よりよいかかわり合いというのは、行政と市民とが対等の立場で話し合いをし、常に行政は市民すべてに対し公平公正な立場でかかわっていくことが、よりよい市民と行政のかかわり合いだと考えております。

今後、行政を執行する上では、市民に対して説明責任を十分果たし、市民の皆さんのご理解をいただくよう努めてまいりたいと考えております。

次に、エコフロンティアかさまについてでございますが、どのように合意形成を図り、協定を進めようとしているかとの質問でございますが、平成13年12月18日に公共処分場に関する基本協定書が締結をされ、その協定書を受けて、4者協定が締結されてない状態であっても実施できる地域振興事業として13項目の事業がございます。

現在、地元要望の強い幾つかの地域振興事業を行っているところでございますが、今後は、地元の方々に、より一層エコフロンティアかさまの施設の安全性の周知を図り、地域の方々に、協定締結に向けて働きかけてまいりたいと考えております。

次に、合併前の3市町合計当初予算より、今年度一般会計予算が15.7%伸びている要因については、友部駅周辺事業において、平成18年度事業がピークで、対前年比較11億5,201万1,000円増、生活保護において、旧友部町、旧岩間町分の経費が新たに加わり7億2,018万7,000円増、さらには児童手当支給対象者の拡大などによるものでございます。

優先順位を明確にした必要な事業や経費を洗い出し、削減する作業は十分であったかという質問でございますが、主だった事業につきましては、合併協議の中で検討を行い、新市まちづくり計画において、必要性が高いと認められた事業について予算化をしております。また、投資的経費以外については、合併による事務調整方針により予算計上をいたしました。

ただし、合併協議の中で、合併後調整するという項目も数多くあります。これらについて、今後、事業調整を行い、合併効果を最大限に生かせるように努力をしてみたいと思っております。

不必要な事業については、私は、ないと思っております。

ただ、補正等もありますので、私の考えを執行する上では、補正予算等で対応していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（大関久義君） 6番佐宗裕子君。

6番（佐宗裕子君） ご答弁ありがとうございます。

本来でしたら、非常に丁寧にお答えをいただきましたので、私、これから2番目の質問する必要はないのかなとは思っているんですが、1点だけ、どうしてこのような質問をさせていただいたかということを含めてお話をすれば、市長は、非常に市民との対話を重要視して、公平公正な政治を心がけるんだという意思表示をしてくださっておりますので、

その分に関しては非常に評価いたしますし、これからの市民の期待も大きいと思うんです。

ただし、エコフロンティアかさまの件を考えますと、行政と市民の意見の対立がないときには、当然、方向性は一つでありますし、それ以外のことであれば、予算の執行がキャパシティーを超えてやることはできないんだというのは、行政も市民も現在では了解事項でありますし、その中でどうしようかという話をするのは、何ら問題はないですし、今回を機に、ぜひぜひそれは進めていただきたいと思います。

ただし、行政と市民、合併を機に非常に市民の方も期待しておりますので、意見の食い違うときというのはあると思うんですね。それぞれ1市2町の合併でございますので、要望要請もこれからたくさん出てくるであろうと思います。もちろんいろいろなマスタープランであるとか、行財政の審議会とか、それぞれのものをつくって行って、これから市長は、市民の皆さんの意見を広く拾って、それを市政に反映していくんだとおっしゃっておりますので、なおさら出てくるだろうと思うんですね。

そのときに、一つだけ私とらえておきたいのは、市民と行政の目的、その中で意見が違うということは当然あるわけです。要請要望が、市民の言うとおりにすべてかなえられるわけではございません。また、市民の意見も、常に一つになって行政と一緒に進むわけではございません。

そういったときに、意見の違い、要望要請の違い、行政の運営方針と市民の要求が大きく違ったとき、利害対立などが起きたときに、市長は、どこに立って、どのように解決なさろうか、その基本のところだけは、施政方針の中では、私、はかりかねておりますので、最後に、そこで一番大きな問題が残ったときに、行政として、市長としてどのように解決していく方針であるのか、そのところだけをお示しいただければ、それで私の質問を終わりたいと思いますので、よろしくお答えください。

議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

市長（山口伸樹君） 先ほどから申し上げているとおり、市民の声を十分聞きながら行政運営をしてまいりたいと思いますが、佐宗議員おっしゃるとおり、市民の声を聞いたことがすべて実行できるということではございません。ただ、聞く姿勢というのは、私は十分必要ではないかなと思っております。

最終的に、どうしても行政の考えと住民の考えが違った場合には、私が市長で選任をされておりますので、私の判断で実行させていただきたいと思います。それに当たっては、十分説明責任を果たしていきたいと思います。

以上です。

議長（大関久義君） 6番佐宗裕子君の質問が終わりました。

続いて、9番鈴木裕士君の発言を許可いたします。

9番鈴木裕士君。

〔 9 番 鈴木裕士君登壇 〕

9 番（鈴木裕士君） 9 番鈴木裕士でございます。

通告に従い、質問をいたします。

先般の 4 月 5 日の臨時議会におきまして、平成 18 年度暫定予算が議案として提案されました。

市立病院会計におきまして、予算の前提条件となる入院患者数、通院患者数、これについて質問いたしましたところ、支出予算に合わせて、出る方に合わせて患者数を算出しているという旨の回答があったわけです。役所では不思議な予算編成ができるものだと、つくづく感心した次第でございます。

それと同時に、お医者さんが不足して、医師確保に難渋しているという旨の答弁がありました。さきの暫定予算書並びに答弁から、あるいは他の公立病院の経営状況、こういったところからも十分に推察できるのでありますけれども、今、病院の経営、これは非常に難しい時代に突入しております。公立病院、それぞれ関係トップの方々が知恵を絞っても、打開策がなかなか見つからないというのが現実かと思われまます。

また、笠間市立病院、国保病院ですけれども、これまでたくさんの人たちが相当苦労し、今日に至っているものと推察することができるのであります。この結果として、今般提出された市立病院予算書も、現実離れしたものが提出されたものと考えておりますので、まず、この点から質問いたします。

まず、第 1 番目として、ことしの 4 月と 5 月における 1 日当たりの入院患者数、それから外来患者数、これはそれぞれ何人で、目標の何%をいっているのか。

それから、二つ目として、市立病院事業補助金として 7,160 万 1,000 円が計上されております。この補助金で本当に経営が成り立つのか。過去の推移を見ますと、この金額の 2 倍近い収入不足が発生するんじゃないかなと、私自身は懸念するわけですけれども、収入不足が生じた場合、補正予算で補助金をふやすのか、それとも当期損失を計上するのか、回答をお願いいたします。

それから、3 番目といたしまして、昨日の杉山議員の質問に対する回答の中で、現在、常勤の医師が 2 名、非常勤の医師が 1 名ということでありました。計画どおりの患者があるとしますと、医師にとって相当ハードな勤務状態となることが推察できます。このままでは、現在いる医師もやめるといふ悪循環に陥ることとなります。昨日の説明では、各機関へ触手を伸ばしているということですが、増員の見込み、これは正直なところどうなのか。また、増員を困難にしているネック、研修制度が変わったとかいろいろありましたけれども、痛切に感じているネックというのは何なのか。

この 3 点につきまして、とりあえず回答をお願いします。

第 1 回目の質問を終わります。

議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

市長（山口伸樹君） 鈴木議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

1番、2番については、担当部長より答弁をさせていただきます。

私の方からは、医師増員の見込みについてのご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

これまでも、医師確保につきましては、県にお願いをしたり、自治医科大卒の医師に声をかけたり、国保連合会や全国自治体病院協議会、また民間の医師紹介会社等にもあつせんをお願いしてまいりましたが、なかなか現実的には医師の確保には至っておりません。

また、日当直についても、常勤の医師2名で行っていましたが、大変激務なために、昨年より、医師紹介会社のインターネットを活用して、週末の日当直などについては、できる限り臨時の医師で対応をするようにしております。これらの医師に、当院への就職も期待しているところであります。

医師の確保は、先ほど鈴木議員がおっしゃったとおり、なかなか難しい現状がございますが、かといって、このままの状態を指をくわえて放置しているわけではございませんので、今後も引き続き努力をしてまいりたいと思っております。

それと、なかなか地方に医者が来ない、医師の確保が難しいという現状につきましては、研修制度の問題が大きな要因の一つであるとともに、若い世代のお医者さんたち、ドクターが、いろいろ生活も含めて、考え方が大きく変化をしているというようなことも伺っております。そういうことも、なかなか地方が医師を確保できない要因の一つではないかなと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（大関久義君） 保健福祉部長加藤法男君。

保健福祉部長（加藤法男君） 鈴木議員のご質問にお答えしたいと思います。

初めに、ことしの4月、5月における1日当たりの入院患者数と外来患者数はということでございますけれども、現在は常勤医師2名で診察を行っております。4月の延べ入院患者数は605人で、1日当たりの入院患者数は9.9人でございます。延べ外来患者数は3,610人で、1日当たりの外来患者数については90.3人です。

参考までに、比較する数字を申し上げますと、前院長が退職する前までは、3名の医師で診察を行っていたわけです。16年の同期におきましては、入院患者数は930人、外来延べ患者数は4,515人で、1日当たりになりますと、入院は15.2人、外来は115.8人でありました。

次に、補助金の7,160万1,000円を計上しているが経営は成り立つのかということでもありますけれども、補助金のうちの1,160万1,000円につきましては、地方公営企業法に基づく繰り出し基準により繰り出されているものでありまして、純然たる運営資金としての補助金は6,000万円です。

これで経営が成り立つのかということですが、診察料や薬の料金は、すべて保険

制度等で定められておりますので、厳しいものがあります。市の一般会計より繰出金を出していただかなければ、現在のところ経営が困難な状況にあることは確かであります。

しかし、これからも、なお一層PRに努めまして、患者数の増や経費節減に努力し、補助金を多額にいただかないで済むよう頑張っていきたいと思えます。

また、決算の段階で、経営損失、経常損失があったときはどうなのかということでございますけれども、今までも同じだと思えますけれども、損失剰余金という形の中で処理をしていくような形になるかと思えます。

議長（大関久義君） 9番鈴木裕士君。

9番（鈴木裕士君） 質問を続けます。

平成14年から16年までの3年間、市立病院の決算状況を見ますと、3年間で旧友部町が支払った補助金は3億1,000万円、友部町1世帯当たりになりますと、3年間で2万7,000円使った形になります。また、16年度末における未処理欠損金、これはやはりほとんど同じ金額で、別途3億2,000万円、これも旧友部町民1世帯当たり2万7,000円近くの借金をしているという形になります。この未処理欠損金3億2,000万円は、資本金のほぼ半分を食いつぶしたということになります。

このような経営体は、経済界でいきますと、だれからも相手にされない、市場から抹消されるということを余儀なくされる経営体であります。

したがって、財力、人材、これがある間に、業態の変換、つまり通常の会社でいけば、営業品目、営業形態を変えることによって見事に復活した例は、経済界には数え切れないほどたくさんあります。

市立病院を創立した当時は、一般の病院不足を解消して、高度の医療技術で気軽に診察してもらえらるということで、市立総合病院に対する期待と効果は非常に大であったと思えます。しかしながら、県立病院の機能が拡大したり、民間のクリニックも数多く開業する一方、医師不足、それから多額の税金投入、この現実、素直に認めざるを得ないのではないかと思います。

この前、6月7日の茨城新聞に、特別養護老人ホーム入所待機者7,000人、35市町村増加の一途と、ある政党が調査した結果を掲載しておりました。ここに、解決の一つの糸口があるのではないのでしょうか。

また、産婦人科、小児科は、大都市圏を除き、全国的に医師不足状態にあると聞いております。ここにも、何らかの解決の糸口があると思っております。

対象とする病気を絞ったり、あるいは難病などを対象とした特化した病院、これにするか、あるいは待遇を特別によくして優秀な医師を確保したり、高度医療に資源を集中するなど、思い切ったかじ取りが必要な段階に至っていると考えるのであります。

かじ取りを大きく変えることは、現場の皆さんが大変な苦勞をすることにもなります。しかしながら、これからも毎年多額の補助金、税金をつぎ込むことを考えれば、英断を下

す時期かと思えます。

市長は、選挙公約で、福祉医療の充実を第3番目に掲げております。その内容は、県立病院等を生かした、いいですか、県立病院等を生かした質の高い医療や福祉の実現と、記載しているだけであります。この前の施政方針においても、市立病院については触れておりません。きのうの答弁におきましても、経営体のあり方につき検討する、市立病院や幼稚園、保育所などにつき、行革推進室を設け調査検討するという市長の言葉がありました。

検討する場合でも、トップの考え方、これがどちらを向いているか、これによって結論、方向が大きく変わります。私が先ほど述べた経営状況等を考慮の上、市立病院の今後をどうするのか、市長の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

第2回目の質問を終わります。

議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

市長（山口伸樹君） 鈴木議員の市立病院についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

診療対象病気を絞り込む等、特化する必要があると思われるがという質問が中心であろうと思うんですが、市立病院は、地域に密着した医療を実践し、特に高齢者の方々が安心してかかれる病院を目指して、在宅医療を重視し、訪問診療を積極的に行い、自分の家で生活を続けたい気持ちを大切にしながら、かかりつけ患者等については夜間休日の急変についても対応しておりますので、診療対象病気を特化することは、病院の設置目的から見ても、現在のところ考えておりません。

しかし、現行においては、鈴木議員のご指摘のとおりでございます。病院の経営状態は大変厳しい環境にあると私も思っておりますし、この現在の市立病院、部長からも答弁がございましたように、補助金なしでは経営が成り立たない状況であることは現実でございます。

そういうことも含めて、行革の推進室の中で、今後、市立病院の形態のあり方についてあらゆる角度から検討していきたいということは、既に答弁させていただいたとおりでございますので、そのようにしていきたいと思えます。

市立病院でございますので、行政側で方向性をぱっと出すことだけがすべてだとは私は思っておりません。例えば地元の方、ドクター含めて審議会のようなものを設置して、そこから意見を賜りながら、最終的に方向を決めていきたいなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

ただ、何度もおっしゃるように、こういう公立病院のあり方については、今、全国の公立病院が見直しをかけております。ほとんどの公立病院が赤字という現状になっておりますので、私も、この市立病院をこのまま放置しておくという考え方はございませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（大関久義君） 9番鈴木裕士君。

9番（鈴木裕士君） ただいま市長の回答の中から、いわゆる民間の病院の経営者たちも含めて議論をしたいという話、確かにおっしゃるとおりでございます。

それで、昨日同じような質問を杉山議員がされたわけですがけれども、私があえて重複して質問したのは、今、市長がおっしゃったように、「検討します」という言葉でございます。ちょっと言葉じりをとらえるようで申しわけないのですがけれども、昔から、役人言葉には、検討します、検討しますと。これは市長も、議員として、うんざりするほど聞いてきたかと思えます。「検討します」というのが、いつまでたっても検討の結論が出ないというのが、大体の常識であります。

それで、最後に質問したいのは、この検討した結果、これをいつごろまでに出す予定なのか、その辺をお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

市長（山口伸樹君） なるべく早い時期に結論を出していきたいと思えます。

議長（大関久義君） 9番鈴木裕士君の質問が終わりました。

散会の宣告

議長（大関久義君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は、あす22日午前10時から会議を開きますので、よろしく願いいたします。

ご苦労さまでした。

午後2時06分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 金 澤 克 彦

署 名 議 員 蛭 澤 幸 一